

## 江差町社会福祉協議会の権利擁護事業について

江差町社会福祉協議会は、江差町内に居住する方が認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が十分でなくなっても、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」を活用し住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようお手伝いします。



### 江差町成年後見支援センター

成年後見制度の活用についてお手伝いすることで、江差町から委託を受け江差町社会福祉協議会に設置し、次の事業を進めます。

#### 成年後見制度利用支援事業に関すること

- ① 成年後見制度の普及啓発
- ② 成年後見制度の利用に関する相談及び手続きの支援
- ③ 成年後見業務に係る関係機関との連携及び情報提供

#### 成年後見等事業に関すること

- ① 成年後見人等の受任支援
- ② 市民後見人の養成及び後見活動支援
- ③ 市民後見人の監督業務

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には「法定後見」と「任意後見」があり、「法定後見」は本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つに分けられます。

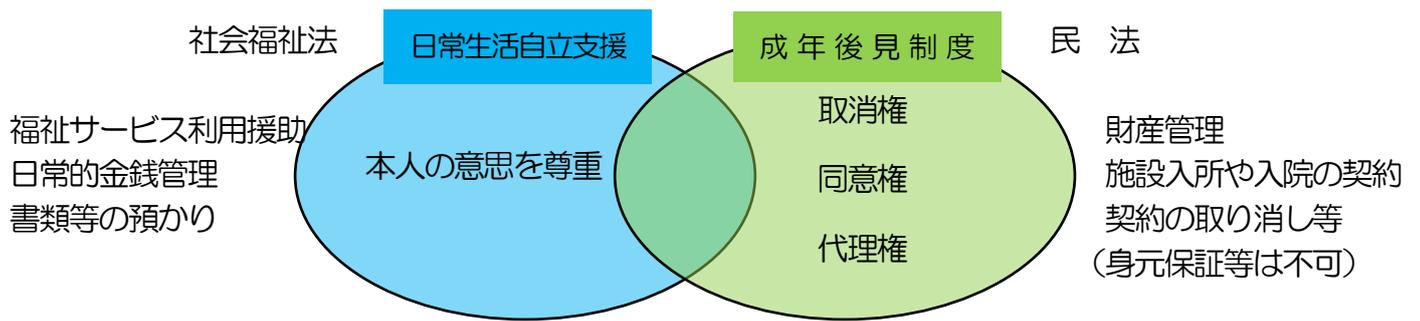
成年後見人等は親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士、市民後見人、法人などから選任されます。江差町社会福祉協議会は、法人後見事業を行うこととし、家庭裁判所に後見・保佐・補助開始の申立を行う際、江差町社会福祉協議会（法人）を成年後見人等候補者として推薦し、選任された場合、センターに登録頂く「市民後見人」の皆様は法人の「後見支援員」として活動頂きます。

### 日常生活自立支援事業

北海道社会福祉協議会が実施する事業で、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりをお手伝いするものです。北海道社会福祉協議会より一部業務委託を受け、日常生活の判断に心配や不安がある方について「生活支援員」が手助けをします。

1. 福祉サービスの利用援助
  - ・ 福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い
  - ・ 利用している福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝い
2. 日常的な金銭管理サービス
  - ・ 公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理のお手伝い
3. 書類等の預かり
  - ・ 定期預金通帳や年金証書など、無くしては困る大切な書類の預かり（金融機関の貸金庫利用）

## 成年後見制度と日常生活自立支援事業の違い



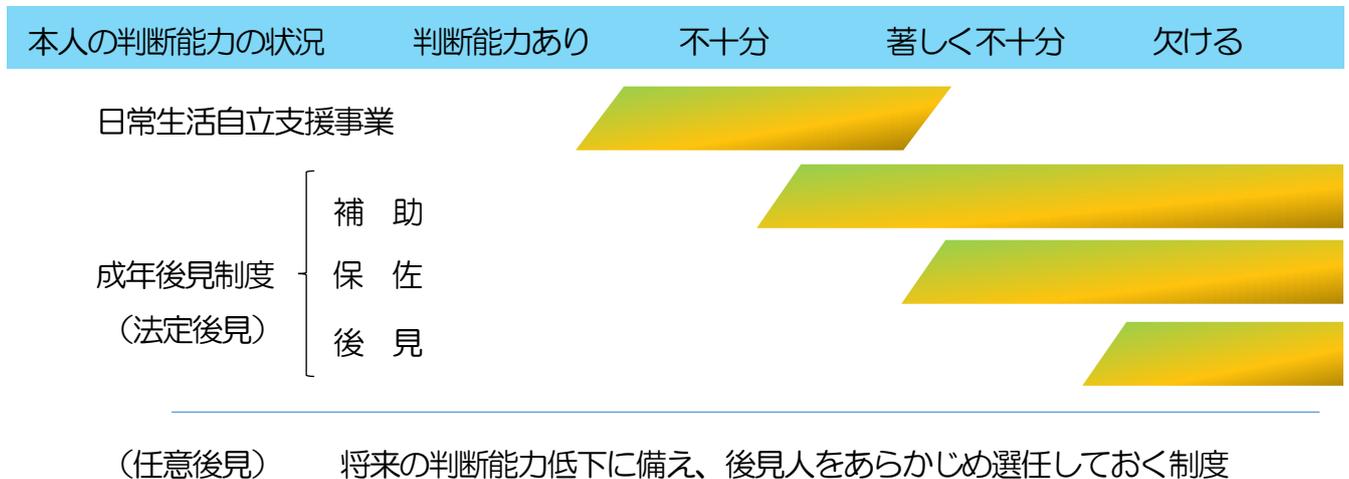
## 成年後見制度と日常生活自立支援事業の費用

**成年後見制度** 成年後見人等への報酬は家庭裁判所が支給の可否や金額を決定し、本人の財産から支払われます。

**日常生活自立支援事業**

1回（1時間程度の利用） 利用料金 1,200円＋生活支援員の交通費実費  
 （生活保護を受けている方は公費補助により無料）  
 書類等の預かりで金融機関の貸金庫を利用する場合 実費

## 判断能力と日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用範囲例



### 相談窓口

社会福祉法人 江差町社会福祉協議会・江差町成年後見支援センター

〒043-0032 新栄町 264-2 (江差町老人福祉センター内)

電話 0139-52-2441・52-0560 (FAX 兼用)

担当 田上・加賀

